

平成17年度第1回計量制度検討小委員会における
議題2「新しい計量行政の方向について」についての主な御発言
(第一ワーキンググループ関連)

【特定計量器関係】

- ・自動はかりについて、日本だけが規制対象となっていない理由はあるのか。流通の幅広い分野で使用されているが、故意に不正に使われることは無いのか。
- ・計量法により消費者の安全・安心が守られているのだと思う。重複規制となっているのであれば整理すべき。しかしながら、「規制対象を削減する方向で見直しを行うべきではないか。その際は消費者保護に重点を置くべきではないか。」とあるが、矛盾しないのか。
- ・何を規制対象とするかを一つ一つ拾っていくと、技術革新に追いつかないのではないかと。また、複合化した機器が出てくると一品目毎に規制しているのでは間に合わないのではないかと。新しい仕組みを考える必要があるのではないかと。
- ・7月26日の計量行政審議会後、(社)日本計量機器工業連合会(計工連)では、計量法検討委員会を開いて今般の計量制度見直しについて検討したところ、賛否両論であった。計量法の改正により新たな設備投資が伴うことがないようにとの意見もあった。18機種の特定制量器は、それぞれメーカー、修理事業者、流通経路、使用実態等が異なり、業界全体の状況を理解頂きたい。特に、十分な事前の説明と検討の機会を設けてもらいたい。

【家庭用計量器関係】

- ・特定計量器の範囲は、家庭用計量器も含め議論すべき。

【執行体制】

- ・1mは全国どこへ行っても1mであり、海外でも1mは1m。統一を図ることが計量法の目的であるが、今回の改正で自治体の役割をどう位置付け、どの水準を自治体に求めるのかははっきりしない。(都の計量検定所も)今後10年で職員も入れ替わってしまう。
- ・計量には消費者の視点は重要であるが、商工関係の部署が行っている自治体もあり、縦割りの弊害がある。タクシーは、車検が年1回であり、メーターも年1回検査しており、

事業者からは一カ所で出来ないかと言われる。建て前はともかく、ソフト的にうまく対応することはできないか。

【事後規制関連】

- ・不正業者について、規制行政においては公表は重要な手法。公表後の影響について行政府は遠慮するのもかもしれないが、他の法律でも活用されている。企業の自主性を尊重しつつ、品質管理の流れを作っていくことが重要。一方、大企業だけではなく、商店街を対象とした対応があってもよい。
- ・不正事業者に対しては、行政指導のみならず、その氏名を公表することにより、消費者が事業者の選択をできる目安にすべきではないか。
- ・行政法の立場から言えば、制裁の手段として公表は実際はワークしにくいと言われている。不正業者だけを公表すれば逆にそれ以下は大丈夫と見られてしまう。公表は、制裁ではなく情報提供と位置付けるべき。
- ・品質管理を重視するというのは賛成であるが、実際の立ち入り検査では、不正を見極めることは極めて難しい。中小300m²以下でよく不適正な計量が見いだされるが、内容は風袋を引き忘れたとかラベルを貼り間違えた等の単純ミス。ガソリン・メーターの不正改造があった事例があると聞いているが、実際の現場で悪意による不正は見受けられない。

【その他】

- ・計量器は、詳細な構造や仕様を規制するのではなく、満たすべき性能だけを（技術基準に）書くべき。また、製造者の責任を明確にさせるようにすべき。さらに、産総研へ権限委譲をし、迅速に現場の知見が反映される仕組みを整えるべき。自治体に格差が生じている事実は気になるところ。